

# トラベルコーディネーター服務規則

(名称)

第 1 条 本専任委員は、トラベルコーディネーターと称する。

(目的)

第 2 条 本専任委員は、国際または理事が認める公式ビジターの西日本区滞在にあたり、友愛をもって必要な連絡調整および援助することを目的とする。

(位置)

第 3 条 本専任委員は、定款施行細則第 17 条第 1 項に基づき設けられる。

(任期)

第 4 条 本専任委員の任期は 1 年とする。ただし、連続して 4 期までの再任を妨げない。  
また理事が諸般の事情等により、任期の延長が必要と認められるときはこの限りではない。  
上記の設定に伴う施行日を 2022 年 7 月 1 日に設定する。

(職務)

第 5 条 本専任委員は、次の業務を行う。

- ① 公式ビジターに関する事前通知を把握し、区理事と調整して公式ビジターの区内滞在期間中のスケジュールを策定する。
- ② 公式ビジターに関してビザが必要な場合は、公式の招待状を準備し提供する。
- ③ 公式ビジター到着の 1 ヶ月前までに、関係者に対してホストおよびクラブ名、住所などを記載した日程表を送付する。
- ④ 区内の輸送機関の手配を行う。公式ビジターの出迎え、見送りは原則として交通機関のターミナルで行うように手配する。
- ⑤ 訪問クラブの選定に際しては、過去数年間に公式ビジターをホストしたことのないクラブを優先する。
- ⑥ 公式ビジターの宿泊はホームステイ先を募り、ホスト未経験者を優先する。
- ⑦ 公式ビジターが区内滞在中は常にその所在を把握し、必要な援助、助言を提供する。
- ⑧ 区から他区への到着日、および出発日は、公式ビジターの日程表を遵守して行動し、予定外の滞在は原則禁止として対応する。
- ⑨ 公式ビジターに関する費用については下記のとおり対応する。
  - a. 食費、宿泊費はホストする会員、クラブ、部または西日本区が負担する。
  - b. 区内の主幹線の交通費は区の負担とする。
  - c. 公式プログラムに関する旅費は国際が負担する。
- ⑩ 理事通信などに公式ビジターの情報が掲載できるよう記事を提供する。
- ⑪ 公式ビジター区内滞在中の全ての記録を整理して後任者に引き継ぐ。

(付則)

第 6 条 この規則に定めのない事項は、理事の承認を得て行うものとする。  
2. この規則は、区役員会の承認を経ることにより改正することができる。

|               |    |               |    |               |    |               |    |
|---------------|----|---------------|----|---------------|----|---------------|----|
| 2003年 6 月14日  | 制定 | 2003年 7 月 1 日 | 施行 | 2005年11月28日   | 改正 | 2005年11月28日   | 施行 |
| 2009年11月15日   | 改正 | 2009年11月15日   | 施行 | 2016年 4 月 9 日 | 改正 | 2016年 7 月 1 日 | 施行 |
| 2022年 4 月 3 日 | 改正 | 2022年 7 月 1 日 | 施行 |               |    |               |    |